

原告 竺原 光江

被告 国

準備書面（1）

2008 年 9 月 30 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係御中

原告 竺原 光江

第 1 答弁書に対する反論

①「新設してはならない」が不適法かどうかについて

原告が主張する「新設してはならない」とは、「原子力発電所及び関連施設の設置を今後一切許可してはならない」「原子力の撤廃に関する法律を制定しなければならない」という 2 つの意味が含まれる。結果と過程の両方である。本件は、地球温暖化防止のための訴訟であるが、原子力政策は国民がかなり不安視している。原子炉の建設は進まないのだから、CO2 は一向に削減できない。地球温暖化対策にはまるで不向きである。また、原子炉から排出される放射能は、水や大気を汚染し、放射性廃棄物は長期にわたる環境負荷をもたらす。臨界事故が起きれば大惨事となり、国全体を混乱させる。日本は民主主義なのだから、国民が反対するものは推進してはならない。法の場合でも、人としても基本である。国民はわがままで原子力に反対しているのではない。国民を無視して原子力を進めることは、少子化を解決するために強姦してでも子供を作れと言っていることと同じである。「個別具体的な特定」に関しては「新設」と記した通りである。新しく作ろうとするすべての原子炉が対象であり、表の通りである。

東北電力	東通原子力発電所（2号）、浪江・小高原子力発電所	2基
東京電力	福島第一原子力発電所（7号、8号） 東道原子力発電所（1号、2号）	4基
中国電力	上関原子力発電所（1号、2号）	2基
日本原子力発電	敦賀原子力発電所（3号、4号）	2基

行政事件訴訟法 37 条の 4 の第 1 項には「一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害が生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる」と記されている。「一定の処分又は裁決がされる」は過去形ではないため、これから処分又は裁決がされる場合も対象となる。また、2001 年には司法制度改革の話し合いが行われたが、行政事件訴訟における「国民の権利利益の救済範囲の拡大」が方向づけられた。裁判は「法律上の利益を有する者が原告適格を有する」。だから、被害を受けた当事者で、関連する違法性と回避したときの利益があれば、誰でも訴えられる。原子力の訴訟は、原子炉から数十キロ圏内を原告適格としているが、被害があった場合はそのエリアにとどまらない。限定することは、国民の生命を無視し、救済範囲を狭めることにつながる。不安が生じること自体が当事者として適格なのである。今回の訴訟は、地球温暖化防止がメインであるため、通常の差止め訴訟と若干性質は異なるが、国民の不安視する原子力政策を止めて、国民の賛同する地球温暖化対策に切り替えることは、具体的な CO2 削減を可能とする。原告だけでなく、自国や他国、動植物や地球全体において、多大な恩恵をもたらすことができる。これらの行為を妨げることは、大量殺戮に匹敵する。また、本件は重大な損害を避けるための未然防止のための訴訟であるが、危険や不安の回避は重視されなければならない。例えば、国際連合で採択された「核不拡散条約」は未然防止のための条約である。日本は批准している。放射能の危険性は、資源エネルギー庁が一番認識しているのだから、この訴訟も重要でないとはできない。

②被告のいかなる行為が、いかなる職務上の法的義務に違反したかについて

訴訟に至った動機も交えて説明すると、原告は、地球温暖化防止を人生の仕事としている。一番大きな苦痛は、何もできずに地球温暖化が進むことである。それが辛くて、とても悲しい。自然を愛する者であれば当然の感情であり、原告だけでなく、国民の 92.3% もの人が「地球環境問題に関心がある（2007 年 8 月、地球温暖化対策に関する世論調査 内閣府大臣官房政府広報室）」と言っている。2002 年 6 月、日本は京都議定書に批准した。批准したということは、その国の法律として認めたということである。だから、ものすごい効力が発生する。すべての国民は、京都議定書の目標が達成できなければ、国を相手取って義務を果たさなかった「不作為」で訴えることができる。そして、現状はと言うと、目標達成に近づくどころか悪化し、未達成に終わる可能性が極めて高い。その責任者は「資源エネルギー庁」であり、代表者である「資源エネルギー庁長官」が責任を負う立場にある。

原告は、政策を問題視しているのだから個人の行為ではなく、「庁」としての行為が対象となる。だから、資源エネルギー庁が国民の反対する原子力を無理やり進めようとする行為は、地球温暖化対策を遅らせ、やるべきことをやっていない。よって、行政事件訴訟法の第37条の2 義務付けの訴えの要件等に該当する「不作為」である。 原告は数年前、地球温暖化対策が進まないのは何故なのか、その原因を調べた。その結果、理由は原子力政策への固執であることに気がついた。地球温暖化対策と原子力政策が直結している根拠は、1998年6月に地球温暖化対策推進本部がまとめた「(旧)地球温暖化対策推進大綱」に「我が国の削減目標を達成するためには、2010年度において1997年度の5割以上の発電電力量の増加を目指した原子力発電所の増設が必要である」と示されていることから伺える。さらに、原子力そのものについて調べたが、放射能の懸念など、まさにそれは危険極まりないものであった。地元住民の反対は大変納得できるものであり、違法性も見られた。資源エネルギー庁の原子力発電所及び関連施設の新設を推進しようする行為、原子力発電所及び関連施設の設置を許可する行為は、中央省庁等改革基本法の経済産業省の編成方針、第21条、2のイの「個別産業の振興又は産業間の所得再配分を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること」及び憲法の第15条の2「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」に違反する。さらに、法律を調べてみると、違法性は全部で20以上も見られた。詐欺、強要、国家公務員倫理法違反等々。刑事事件は別途、追及するが、本件で論じたいテーマは以下の6つである。

1	法律	○憲法、第15条の2 「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」
	審理	○資源エネルギー庁が、国民が不安視する原子力政策を推進するという行為は、「全体の奉仕者」になっているか、いないか。
2		○中央省庁等改革基本法の経済産業省の編成方針、第21条、2のイ 「個別産業の振興又は産業間の所得再配分を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること」
		○資源エネルギー庁による原子力政策の推進は、個別産業の振興であるか、違うか。
3		○独占禁止法の第2条の第6項

	<p>「この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう」</p> <p>○資源エネルギー庁が制定した「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」における上限買い取り価格 11 円/kWh は、独占禁止法の「不当な取引制限」を誘導しているか、いないか。新エネルギー事業者は、競争を抑圧され、犠牲になっているか、いないか。</p>
4	<p>○原子力損害の賠償に関する法律の第 3 条の 1 項、第 17 条</p> <p>「第 3 条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない」</p> <p>「第 17 条 政府は、第 3 条第 1 項ただし書の場合又は第 7 条の 2 第 2 項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとする」</p> <p>○柏崎刈谷原子力発電所の停止により、火力発電所の稼働率が上がり、国民負担が増えたことは、国の損害賠償の対象となる「異常に巨大な天災地変」に結びついているか、いないか。</p>
5	<p>○ 刑法第 246 条の第 1 項、第 2 項の詐欺罪による精神的苦痛</p> <p>「第 246 条 人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする」</p> <p>○ 資源エネルギー庁が公表する原子力の発電コスト 5.9 円/kWh 及び再生可能エネルギーのコストは、国民を欺いているか、いないか（刑法 155 条の公文書偽造、156 条の虚偽公文書作成にも該当）。詐欺や偽造・虚偽である場合、結果的に再生可能エネルギーを推進する事業者に悪影響を与えているか、いない</p>

	か。
6	<p>○ 「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」の目標が達成できそうにないことに関する精神的苦痛</p> <p>○ 京都議定書の 1990 年比から 6% の CO2 削減の約束は、現状の政策のままで第一約束期間である 2008 年から 2012 年までに達成できそうか、できなさそうか。</p> <p>○ 京都議定書の目標が達成できそうにないことは、資源エネルギー庁に責任があるか、ないか</p> <p>○ 京都議定書の目標が達成できそうにないことは、原子力政策に直接関係するか、しないか。</p> <p>○ 資源エネルギー庁は、何故、再生可能エネルギーを推進しないのか。RPS 法の目標値は、実際の可能性を追求しているか、いないか。</p> <p>○ 資源エネルギー庁は、何故、原子力ばかりを重視するのか。</p> <p>○ 京都議定書の目標が達成できそうにないことは、日本人として恥ずべきことか、違うか。</p>

③損害について

- (1) 基本的人権の尊重については、上記の②「被告のいかなる行為が、いかなる職務上の法的義務に違反したかについて」で記した通り、資源エネルギー庁の行為は、数々の法律に違反している。
- (2) 名誉毀損については、個人が中傷されない場合においても、社会の中で人の評価が著しく下がったことで名誉は毀損される。訴状 39 頁の記事でも記したが、日本は国際社会の場において、環境に取り組まない国としてワースト賞を総なめにした。「化石賞」を受け取った環境 NGO の女性は、多くの国からひどく見下された。環境 NGO の女性は、本人が述べているように、恥ずかしかったと思う。地球温暖化の問題に真剣に取り組めば取り組むほど恥ずかしく、本当に情けない気持ちになる。正当な理由があるのだから、ワースト賞を贈った人達はまったく悪くない。例えば、差別で若干ケースは異なるが、アパルトヘイトやカースト制度が世界中で認知されている。これは、例えどんなに素晴らしい人物であっても、黒人というだけで、身分が低いというだけで、個人の名誉は毀損される。解決しても、その後も影響を受け続

ける。何かに属しているというだけで社会的な地位が下がるというケースは、教科書にもはっきりと記されているほど現実に存在する。不当に差別する人も悪いが、一番の悪人は、その制度を作った組織や国である。同様、日本の地球温暖化防止に対する遅れは、日本人というだけで、誰であるかを問うことなく、環境を議論にする場においては軽視される。その状況を作り上げた資源エネルギー庁が一番悪いのだから原告が訴える相手は間違っていない。そして、名誉毀損ではないと言い切ることもできないのだから、適法である。

- (3) 行政庁の不作为については、京都議定書に批准した時点で、日本は1990年比で6%の温室効果ガス削減の義務が生じている。やるべきことをやっておらず、不作为である。第一約束期間である2012年まで待っていても、逆送しているのだから、ゴールはますます遠くなるだけである。原告は、地球温暖化防止の提案に対して、自らの論文やアイデアを採用しなかったことを問題視しているのではない。地球温暖化防止を具体的に達成して欲しいと働きかけたに過ぎない。しかし、何度も何度も軽視され、無視されてきた。程度の差はあるが、毎回原告は大変大きなショックを受ける。相手は口先ばかりで、地球温暖化防止についてあまり考えていないことを実感するからである。何もしない国を例えると、原告が病気で苦しみ、何度も何度も助けを求めているのに、一度も助けに来ない救急車のようなものである。京都議定書は、国民に宣言した約束事であり、まして、国民の協力がなければ達成できない。実際に国も国民に積極的な協力を求めている。それなのに自分達の都合の悪いときにだけ、法律を盾に「回答する義務はない」と言うてはならない。そのような姿勢だから原告は訴訟まで起こさなければならない状況に陥ったのであり、強いられた苦痛の中で、時間を費やして人生を犠牲にしているのである。2007年6月、久間章生防衛大臣は、長崎への原爆投下を「しょうがない」と発言し、被爆者らの非難を浴びた。久間大臣の発言に法律違反はなかったが、辞任するまでに至った。被告指定代理人らも同じように、地球温暖化の問題に取り組む国民の問いかけに対して、毎回「回答する義務はない」と突き放してみてもはどうだろうか。何故、国民が国に対して厳しくものを言うのか、それは一体、誰のせいなのかを考えさせられ、久間大臣のように辞任を求められるのではないだろうか。自営業者であれば、目標が達成できなくても自己責任で終わるが、公務員は税金で養われているのだから、常に国民に対して宣言したことは実行に移さなければならない立場にある。もちろ

ん、人間であるのだから、できないこともある。しかし、必ずやり遂げなければいけない地球温暖化防止において、状況を悪化させる一方であるというのは論外であり、大問題である。原告は数々の活動を強いられたが、本来なら、原告はやらなくていいことであり、好きでやっているわけではない。国の不作為を正そうとした原告の行動は、京都議定書の約束を守ろうとした行動なのだから、すごく正しいのである。飲酒運転でも、一緒に飲んでいるというだけで、飲酒運転を止めなければ罰金まで取られる。罰金で行動を促そうとするなら、逆に言えば、不作為であれば罰金を取るくらいでなければ実行力に欠けるということである。飲酒運転を止める以上に地球温暖化防止は重要であり、全人類の生命に係わることである。損害賠償は、地球温暖化対策の実行を促す上でも重要である。3年近く原告は無視され、被害を受け続けてきた当事者なのだから、原告としても適格で、国の不作為に基づくものであるのだから、損害賠償請求は適法である。

- (4) 営業妨害についてであるが、2007年、面識のある JAL の地球環境部に対して、カーボンオフセット (CO2 相殺) のビジネスモデルのプランニングをした。「風と共に生きる」をテーマに乗客の寄付によって集めた資金で、燃料分の CO2 を風力発電によって相殺。売電し、利益が出たらサービスの向上に役立てていくというアイデアである。既にドイツ、スカンジナビア 3 カ国、フランス、英国、スイスの航空会社は、カーボンオフセットに取り組んでいる。具体的な設置場所を探すにあたり、2007年 11 月 1 日 (木) 14:30～、鹿島建設の環境部 新エネルギーグループの安部長、藤田課長代理を訪問した。アイデアを説明した際、「設置する場所がない。風力発電を設置しても RPS 法の目標を達成しているので、北海道や東北、北陸、中国、四国は電力を買ってくれない。採算も取りづらい。難しい」と言われた。RPS 法の目標値と上限 11 円/kWh の買い取り価格が妨げになっていた。それではビジネスにならないと思ったが、ひとまず、関東圏内で探すことに決め、次の通り活動した。

2007 年 11 月 15 日 (木) 14:00～	国土交通省 竹歳国土交通審議官を訪問 <hr/> 場所についての確認。NEDO の風速マップを調べた結果、横須賀市の洋上が良かったので、設置許可を求めるために訪問。「国ではなく、自治体が許可する。JAL だけでなく、ANA もするなら協
-----------------------------------	---

	力できるかも」と言われる。
11月27日(火) 17:00～	片山虎之助元参議院幹事長を訪問 蒲谷亮一横須賀市長の紹介を依頼。
12月10日(月) 13:30～	蒲谷亮一横須賀市長を訪問 「以前、陸上での設置の話があつたが、風がなく、駄目だった」とのこと。洋上風力発電の設置であることを説明すると、良心的で、その場で港湾部の野田部長を紹介して下さる。その際、「洋上風力発電の設置は、漁業権の問題があるので、漁業組合と話をしなければならない」と言われる。
12月19日(水) 15:30～	横須賀市東部漁業協同組合 鈴木久里浜理事、榎本副組合長兼久里浜支所長、山上漁業権管理委員を訪問 「設置は問題ないが、組合員への説明と漁業補償はきちんとして欲しい」と言われる。
2008年 2月17日(木) 13:30～	国土交通省 竹歳国土交通審議官を訪問 具体的に設置しようと思うと航空業界への働きかけが必要になってくるため、国のバックアップを求める。「管轄は資源エネルギー庁。全体の仕組みを考えなくてはいけない。国土交通省の外郭団体でも、エコ交通として、航空会社などのカーボンオフセットを検討中」。他国の航空会社の取り組みもご自身で調べられており、色々と教えて下さる。
2月19日(火) 14:15～	片山虎之助元参議院幹事長を訪問 国全体で取り組んで欲しいため、横須賀の選挙区でもある小泉純一郎元総理大臣の紹介をお願いします。
3月6日(木) 16:00～	小泉純一郎元総理大臣 鍋島秘書を訪問 「再生可能エネルギーの可能性を数値で詳しく知りたい。実行しようと思ったら2年はかかる」と言われる。長く時間がかかるのは調整が難しいのだろうと思った。再生可能エネルギーの可能性を調べることは、国の役割であると思ったが、個人的な興味もあって、自分なりにもっと調べることにした。

3月26日（水） 12:00～	足利工業大学学長 牛山先生（風力発電の第一人者）を訪問 風力発電だけでなく、海流や潮流発電の潜在的な可能の大きさを確認した。太陽光発電の可能性も想像以上にあり、原子力がなくてもエネルギー供給は可能であることがわかった。「エネルギー政策は、資源エネルギー庁の審議会で決める」と言われる。
--------------------	---

結局、再生可能エネルギーを進めようとしたら、いつも資源エネルギー庁の政策にぶつかった。審議会も脱原発派の団体は入っていないに等しい。告訴状の議事録でも記した通り、政策は資源エネルギー庁が決められている。原告は、1ヵ所のみ風力発電を設置したいのではない。航空会社に働きかけるのだから、たくさんの設置場所が必要になってくる。しかも、国民に広く啓蒙する必要もあるのだから、国のバックアップも必要である。そうできなければプラン自体が無駄に終わり、CO2削減は困難である。航空会社から排出されるCO2は大量で、対策は必須である。しかも、EUは、EU域内で離発着する航空機にCO2排出量に上限を設け、2012年からCO2削減の義務づけまで行うことに決めている。そのような状況の中で、資源エネルギー庁は、再生可能エネルギーの可能性が十分にあるにも拘わらず、法律を作ってまでその普及を妨害している。法律は、国民を守るために作るものであり、苦しめるために作るのではない。原告だけでなく、すべての再生可能エネルギーに関連する業者は、資源エネルギー庁が作った法律によって、営業を妨害されている。

- (5) 債権請求及び精神的苦痛については、上記の②「被告のいかなる行為が、いかなる職務上の法的義務に違反したかについて」で記した通りである。資源エネルギー庁の行為によって、債権や精神的苦痛はもたらされた。
- (6) 原子力損害の賠償については、原告の主張する「電気料金」は、支払った電気代の総額を指した。「電気料金」というよりは、細かく分類すると「電力量料金（燃料費調整額）」であるが、2008年4月以降、国民の負担が大きく増えたことには違いない。燃料費調整額は、3ヶ月ごとに調整する。2007年7月16日に起こった新潟県中越沖地震の影響を受けていない2007年7～9月の燃料費調整額はkWhあたり0.26円。10～12月が0.51円。2008年1～3月が0.81円。4～6月が1.35円。7～9月が1.82円となっている。最初と比較しても、7倍になっている。さらに、東京電力は、

2008年9月に電気料金を本格改定すると発表した。その結果、標準家庭の料金は、2009年1月から1ヶ月当たり800円も値上がりする可能性がある。東京電力の「電気料金見直しのお知らせ 平成20年9月1日実施」のパンフレットには、「新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止に伴う燃料費の負担増」が電気料金の見直しの原因に含まれると記されている。ホームページでも確認することができる (http://www.tepco.co.jp/serviceinfo/images/kojin_leaf.pdf)。当事者である東京電力が、因果関係があると言っているのだから、それが事実なのである。第一、マスコミでも何度も報道しているのだから、周知の事実である。なお、地震のない地域の値上がり分は、本件の対象外である。燃料費は、どんなに高くても、まったく使わなければ費用は一切発生しない。燃料を使うことで資金が必要となり、量が増えることで、負担が増える。被告側は、問題の論点をずらしてきたように思える。例えて説明すると、自然災害により、原子力発電所が臨界事故を起こし、被曝して治療費がかかったのが、国を相手に国家賠償を起こした場合、被告側は「治療費がかかったのは、保健の自己負担が2割から3割に増えたためである」と言ったようなものである。被曝者は、負担が増えたことの原因ではなく、負担が増えた分も含めた治療費は、自然災害とどう関係しているのか、その因果関係を問うたのである。だから、自然災害が損害のスタート地点である。2008年7月、政府は、原油高騰に苦しむ漁業者を支援するため燃料費の高騰分の9割を補填することを決めた。何故、法律のない漁業関係者は支援し、法律のある原子力の損害は支援しないのであろうか。ちなみに、今年9月、中部電力が、燃料費の負担が増した原因は、原子力発電所の停止によるものであるとして、日立製作所を提訴している。

【中部電力、日立を賠償提訴へ 浜岡原発タービン事故】

(2008年9月10日 日本経済新聞)

中部電力は10日、タービン事故で2006年6月から07年3月まで停止していた浜岡原発5号機（静岡県御前崎市）をめぐる、タービン製造元の日立製作所を相手取って、停止中の電力を補うため割高な火力発電施設を臨時稼働させた追加費用の賠償を求める訴訟を東京地裁に起こす方針を固めた。請求額は数百億円規模となる見通し。

三田敏雄社長が同日午後にも記者会見し発表する。電力会社が発電所のトラブルによ

る「逸失利益」の賠償を求め重電メーカーを提訴するのは極めて異例。

中部電は06年12月、タービンの復旧費用に加え追加費用の賠償を求める方針を表明。復旧費用は日立が全額負担することで合意していた。

この場合、スタート地点は、タービン事故である。よって、中部電力は日立製作所を相手に訴えた。しかし、もし仮に、東京電力が柏崎刈羽原子力発電所の停止で燃料費が上がったことを提訴する場合は、スタート地点が地震なのだから、国が相手である。原子炉メーカーが耐震構造を偽装し、手抜き工事でもしていれば、メーカー側に責任はあるが、安全第一の原子炉で、大勢がじっくりチェックしているのだから、あまりそのようなことは考えづらい。耐震性そのものが問題となるのだから、その強度を適法とした国の許可自体が問題である。国の不作為である。ケースが似ている判例があるが、水俣病関西訴訟において、最高裁判所は、国や熊本県に水俣病の被害の拡大を防止できなかった不作為があったと判決を下した。1959年末までに水俣病の原因物質と発生原は認識できるものであった。よって、1960年以降の患者については、国と熊本県に責任が生じた。原子炉の耐震性も同様である。耐震性が足りないことは、今までの訴訟でかなり議論されたのだから、視野には入っているはずである。新潟県中越沖地震では、原子炉が壊れ、放射能まで漏れている。耐震性が不足していることは誰の目から見ても明らかであり、東京電力もそれを認めたからこそ、補強工事をするのである。しかし、そのやり方にも疑問が残る。柏崎刈羽原子力発電所の耐震性は450ガル。地震後、東京電力は、柏崎刈谷原子力発電所にかかる地震を最大2280ガルと発表した。未知な自然災害で何故「最大」を決めつけられるのかは疑問であるが、現在の耐震性の5倍を想定したことはかなりの前進である。ところが、5倍以上も耐震性を上げる工事を、原子炉を壊すことなく、出来るかどうかは疑問である。原子炉の真下に活断層は発見されており、地面は盛り上がり、岩盤は堅くなかった。原子炉は、岩盤の堅さなどを考慮し、通常の建設物の2~3倍の耐震性があると考えている。しかし、岩盤は弱かったのだから、まともに工事しなければならない。2005年に話題となった姉齒建築設計事務所の耐震性は、基準の4分の1であった。結果的に解体されたマンションもある。原子炉の場合は、絶対の安全が重要なことから、一番大きな地震を基準にしなければならない。無視すれば、憲法第25条の「生存権、国の生存権保障義務」に違反する。壊れた原子炉が補強工事程度で終わ

っていいはずがない。それで良いなら、姉齒建設設計事務所のマンションも解体せず、補強工事をすればいいのである。建築の知識がない素人でも気づくほど、明らかにおかしい。本件では、耐震性については専門家ではないため、議論していくつもりはないが、放っておくつもりもないので、今後、原子炉の耐震性を疑問視している専門家のいる市民団体にこの問題は投げかけていく。被告側は、答弁書で「電気料金の上昇が原告が主張するように新潟県中越沖地震の発生による火力発電所の設備利用率の上昇によるものであったとしても、電気料金の上昇によって受けた損害が同法による損害賠償の対象となるものではない」と記している。仮の例え話しであっても、因果関係は認めている。しかし、何故、損害賠償の対象とならないのかの説明はない。説明がないのだから、納得しようもない。

第2 柏崎刈谷原子力発電所の停止に関するCO2の増加について

下記は、2008年8月13日の日本経済新聞の記事である。

【電力会社のCO2排出量14%増】

07年度、原発停止で日本の電力会社10社の2007年度の二酸化炭素（CO2）排出量が前年度より14.3%増えたことが明らかになった。東京電力の柏崎刈羽原子力発電所が停止するなど、発電時にCO2を出さない原発の稼働率低下が影響した。**日本の排出量を約4%押し上げる要因になる。京都議定書は温暖化ガス排出量を08—12年度の平均で1990年度比6%削減するよう求めている。**目標達成に向け、企業や家庭は省エネなど追加の対策を迫られる。06年度のメタンなどを含む温暖化ガス国内排出量は90年度比6%増の13億4000万トン。うちCO2は12億7400万トンで、発電に伴う排出が3割を占める。自動車の走行など運輸関連を上回り、最大の排出源だ。

ただでさえ京都議定書の目標から12.4%も乖離している中で、さらに4%も押し上げるのである。2008年度はもっとひどい状況になる。神からの授かった尊い生命が、無駄に破壊されている。生命を守ることは国の役割である。地球温暖化を防止することは、国際社会と国民に対する重要な約束事であるのだから、悪化している状況を速やかに反省し、気候変動の悪影響のない地球に戻さなければならない。地球温暖化防止に関心の高い日本人が

情けない想いをしないよう、今後、どうするのか、具体的な対策の説明を求める。

第3 結語

被告側の答弁書は、説明の補足が必要だっただけである。原告の主張は適法であり、訴状通りの請求で良い。次回は、原告の疑問である「6つの法律の違法性について」と「今後の地球温暖化対策について」、1つ1つ省くことのない説明を求める。事実確認が大切である。